

報 道 発 表

令和 2 年 11 月 4 日
財 務 省

金地金の処分件数が依然として大宗を占める

－ 令和元事務年度における関税等脱税事件に係る犯則調査の結果 －

財務省は、令和元事務年度（令和元年7月から令和2年6月までの1年間）に、全国の税関が行った輸入品に対する関税及び内国消費税^(注1)（以下「関税等」という。）に係る犯則事件の調査（犯則調査）^(注2)の結果をまとめましたのでお知らせします。

1. 関税等の脱税事件に対して全国の税関が行った犯則調査の結果、令和元事務年度に処分（検察官への告発^(注3)又は税関長による通告処分^(注4)）した件数は271件（前事務年度比51%）、脱税額は、総額で約4億5千万円（前事務年度比43%）となりました。
2. 処分した事件のうち、金地金^(注5)の密輸事件が199件と約7割を占め、その脱税額は総額で約3億6千万円となりました。
3. 金地金の主な処分事例として、航空機旅客による金地金約9.5kg（脱税額約483万円）の消費税等脱税事件がありました。
4. 金地金の密輸事件以外の主な処分事例として、高級自動車14台（脱税額約1,370万円）の消費税等脱税事件がありました。

（注1）内国消費税：輸入貨物に課される消費税、酒税、たばこ税等の間接税をいいます。

（注2）犯 則 調 査：犯則事件について、証拠を発見・収集し、犯則事実の有無及び犯則者を確定させるための手続きであり、告発又は通告処分を終局の目標として行う調査です。

（注3）告 発：犯則調査の結果、その情状が懲役刑に相当するとき、又は以下に示す通告処分を履行する資力が
ないとき等に、検察官に告発し、刑事手続に移行するものです。

（注4）通 告 処 分：犯則調査の結果、その情状が罰金刑に相当するときに、税関長がその罰金に相当する金額の納付
を求める行政処分です。なお、犯則者がこれに応じないときは検察官に告発することになります。

（注5）金 地 金：金地金には、金塊に加えて一部加工された金製品も含まれます。

【別添1】 関税等脱税事件に係る犯則調査の状況

【別添2】 犯則調査トピックス

【連絡・問合せ先】

財務省関税局調査課 代表 03-3581-4111
(内線) 5389

関税等脱税事件に係る犯則調査の状況

	平成 27 事務年度	平成 28 事務年度	平成 29 事務年度	平成 30 事務年度	令和元 事務年度	前事務 年度比
	処分件数	465 (294)	561 (467)	841 (720)	536 (404)	271 (199)
告発件数	13 (9)	12 (10)	33 (28)	12 (10)	9 (7)	75% (70%)
通告件数	452 (285)	549 (457)	808 (692)	524 (394)	262 (192)	50% (49%)

(注) 処分件数は事件単位の件数（括弧内の数値は金地金の件数を示す。）となります。

(万円)

		平成 27 事務年度	平成 28 事務年度	平成 29 事務年度	平成 30 事務年度	令和元 事務年度	前事務 年度比	
		脱 税 額	告発分	関 税	624,429	4,388	10,309	—
内国消費税	19,636			14,813	36,250	40,147	7,870	20%
合 計	644,064			19,201	46,560	40,147	10,450	26%
脱 税 額	通告分	関 税	627	1,531	870	984	955	97%
		内国消費税	54,160	76,005	125,019	64,692	33,774	52%
		合 計	54,787	77,536	125,890	65,676	34,730	53%
脱 税 額	総額	関 税	625,055	5,920	11,180	984	3,536	359%
		内国消費税	73,796	90,818	161,270	104,840	41,644	40%
		合 計	698,851	96,738	172,450	105,823	45,180	43%

(注) 各税目の万円未満は四捨五入していることから、各税目を合算しても、合計の数値と一致しない場合があります。

品目別処分実績

(万円)

品目	平成 27 事務年度		平成 28 事務年度		平成 29 事務年度		平成 30 事務年度		令和元 事務年度	
	件数	脱税額	件数	脱税額	件数	脱税額	件数	脱税額	件数	脱税額
金地金	294	60,668	467	87,361	720	150,389	404	96,004	199	36,071
たばこ	92	1,252	54	603	82	779	89	949	33	344
腕時計	25	6,919	10	648	14	1,341	19	1,547	24	1,996
バッグ類	26	603	23	959	7	280	11	671	8	150
アクセサリー類	8	687	3	44	9	312	4	97	8	316
衣類	4	20	4	6,987	1	1,701	2	17	4	4,780
化粧品	8	35	4	16	3	28	1	1	—	—
食品・酒	7	626,912	—	—	7	7,449	2	0	1	0
その他	17	1,754	5	120	10	10,172	13	6,537	11	1,522
合計	481	698,850	570	96,738	853	172,451	545	105,823	288	45,179

(注 1) 本表は品目ごとに集計し直したものであり、一事件で複数の品目にわたる場合もあることから、各事務年度の処分件数及び脱税額とは一致しない場合があります。

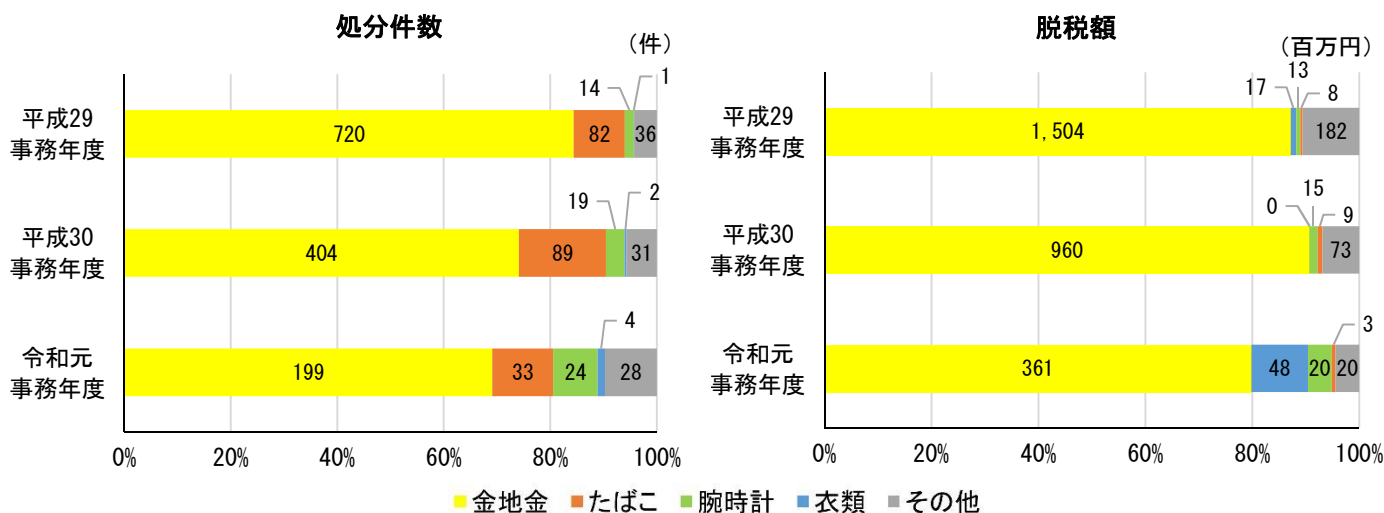
(注 2) 脱税額の表記について、「0」とは5,000円未満の場合を示し、「—」とは全く無い場合を示します。

犯則調査トピックス

金地金の処分件数・脱税額が依然として大宗を占める

- 令和元事務年度に処分した関税等脱税事件のうち、金地金の密輸事件が処分件数では約 7 割、脱税額では約 8 割と依然として大宗を占めた。

処分実績の品目別構成比



金地金脱税事件の告発事例

事例 1.

犯則者 A が韓国から入国する際に、金地金約 9.5kg を手荷物カート内に隠匿し、税関長の許可を受けることなく輸入しようとし、消費税等約 483 万円を不正に免れようとした事案を告発しました。

○手荷物カートに工作隠匿



事例 2.

犯則者 B が台湾から入国する際に、金地金 4 kg を身辺に隠匿し、税関長の許可を受けることなく輸入しようとし、消費税等約 140 万円を不正に免れようとした事案について、共犯者も含め告発しました。

○ブラジャー内に隠匿



その他脱税事件の告発事例

事例 3.

税関が実施している輸入事後調査を端緒として、犯則者 C がアメリカ等から高級自動車 14 台を輸入する際に、自動車の価格を低価に偽った仕入書を提出して申告することにより、消費税等約 1,370 万円を不正に免れていた事案を告発しました。